

生徒心得

登校・下校

1. 登校・下校の際は、本校所定の制服を着用すること。
2. 手帳（生徒証明書）を常に携帯すること。
3. 登校・下校の途中においては、公衆道徳を守り、節度ある態度を失わないこと。特に交通規則を厳守し、事故のないよう気をつけること。
4. 自己運転による自動車、単車通学をしないこと。
5. 自転車通学を希望するものは、自転車に本校配布のステッカーを貼り、所定の場所に置くこと。また、できるだけヘルメットを着用のこと。
6. 始業時刻は午前8時35分とする。

服 装

服装は常にととのえるとともに、頭髮・所持品は生徒の本分を逸脱しないこと。

冬服装（10月中旬頃～5月中旬頃まで）

夏服装（5月中旬頃～10月頃まで）

1. Aタイプの制服は黒の詰襟学生服とし襟章（校章・組章）は正しい位置につける。
校章は（自分から見て右）と組章は（自分から見て左）を襟につける。
また、襟には白カラーを必ずつけ、タートルネックやシャツがカラーより上にこない。
上着丈は腕を真直ぐにのばした時、親指先端より長くならない。また手首より短くならない。
ズボンはストレートを標準とし変形したものは禁止（裾幅は膝上まであがる程度）。
ソックスは華美でないもの（ルーズソックス・レッグウォーマー）禁止。
華美でない運動靴、またはローファー夏制服は白のカッターシャツ又は白の開襟シャツ（半袖または長袖。）
変形カラーは禁止。
ホルダーに校章（上）組章（下）につけて左胸（ポケット）につける。
必ずベルトをする（黒または茶色）。
白カッターシャツの裾はズボンの中に入れる。
2. Bタイプの制服は本校所定の紺のセーラー服、白線1本、白の星、白ネクタイをつけ胸章（校章・組章）をつけること。夏服は本校所定の白セーラー服（半袖または長袖）、紺色の線1本、紺色の星、紺色のネクタイをつけ胸章（校章・組章）をつけること。
ホルダーに校章（上）組章（下）につけて左胸（ポケット）につける。
ネクタイの結び目の端は15～20 cm程度とする。後ろ襟のサイドからはみでない。

上着丈はウエストラインがかくれる程度の長さ。

上着の襟、右肩の後方に☆のマークをつける。

スカートのウエストの所と裾（2カ所）に☆のマークを入れる。

スカートの丈は短すぎないこと（膝が完全にかくれるように）。

ストッキングは肌色系、黒色系の無地のもの（スパッツ・体操服の着用は禁止）。

ソックスは華美でないもの（ルーズソックス・レッグウォーマー禁止）。

華美でない運動靴、またはローファー。

3. 夏期にはBタイプは夏服を着用し、Aタイプは白いカッターシャツ又は白い開襟シャツと制服のズボンを着用し、胸章（校章・組章）をつけること。
4. 校内及び登下校時は靴履きとする。
5. 防寒着（手袋、ハーフコート、マフラー等は華美にわたらないものを登下校時着用してもよい。ただし、原則として授業中は指定カーディガン以外着用しないこと。
学校指定カーディガンは5月申し込み、10月頃購入です。

身だしなみ等の指導について

禁止事項

・頭髪

パーマ・染色・脱色・付け毛（エクステ等）・奇抜なものや手間暇かけた髪型・見苦しい髪型（編み込み、そり込み、規定外2ブロック、団子、パーマと見間違えるカール等）。

・化粧

つけまつ毛・マスカラ・アイライン・アイプチといった目の周辺への化粧。

ファンデーション・チーク等顔全体への化粧。

口紅・グロス（色つきのリップクリーム含む）・眉メイク。

無色透明の日焼け止めと無色のリップクリーム以外は使用禁止。

※ファンデーションの機能を持った日焼け止め（BBクリーム等）も禁止。

・装飾品

ピアス・指輪・つけ爪（マニキュア）等を身につけない。

※原則としてピアス等の違反品については、生徒指導部で卒業まで預かりとする。

・携帯電話等

朝の読書～終わりのSHR終了までの時間内の使用禁止（電源を必ず切って鞆にしまう。学校行事のときは集合から解散まで、違反の場合預かり指導及び学校生活の記録を提出してもらいます。）

校内生活

1. 欠席、欠課、遅刻、早退は事前に学級担任に届け出ること。やむを得ないときは、事

後速やかに届け出ること。

2. 授業時間内の遅刻は、入室するまでの経過時間に応じて 1/3～1 時間の欠課とする。
3. 登校後下校時までには不必要な外出をしないこと。やむを得ず外出するときは許可をうけること。
4. 廊下は右側を通行し、みだりに走ったり大声や奇声を発したりしないこと。
5. 教室の掲示および校内放送に注意すること。
6. 中庭、教室、屋上、廊下等において球技をはじめ、施設、校具に破損等の危険のあることは原則としておこなわないこと。
7. 校舎、校具その他公共物は積極的に愛護し、万一破損又は紛失した場合は届け出ること。
8. 校舎、校庭等の美化を心がけ、掃除担当者は責任を持って掃除すること。
9. 掲示板の掲示、生徒対象の調査、募金入場券等の販売等は生徒会担当の先生に願い出て学校の許可をうけること。
10. 授業妨害等、校内の風紀を乱すような行為はしないこと。
11. 昼食は HR 教室、食堂でとり、食事作法に気をつけ、包装紙、容器等の後始末は責任を持っておこなうこと。
12. 部屋の使用は放課後にすること。

日常生活

1. 午後 10 時以後の外出は原則としてしないこと。
2. 飲酒・喫煙をしないこと。
3. 暴力行為はいかなる理由があってもしないこと。
4. 学生として好ましくない場所に立ち入らないこと。(例えばパチンコ、競馬、競輪、麻雀クラブ、その他学生にふさわしくない場所)
5. 交際は礼儀正しく健全明朗なものであること。
6. アルバイトは原則として禁止するが、やむを得ないときは、保護者の許可願いを学級担任に提出し、学校の許可を得ること。
7. 高地登山、水泳等特に危険を伴うと考えられる行事は独断でおこなわないこと。クラブ、グループで実施する場合は、経験豊かな指導者の引率のもとに実施し、事前の届け出をすること。
8. 外泊を伴う旅行等は、その計画について家庭の承認を得ること。

考査受験の心得

1. 受験の際は出席簿番号順他、指定に従って着席すること。
2. 受験の際、机上には必要な筆記用具だけを置くこと。下敷きの使用は原則として禁止する。携帯電話は電源を切って鞆に入れ所持しないこと。鞆は所定の場所に置くこと。

3. 不正行為はもちろん、疑わしい行為もしないこと。
4. 考查中は物品の貸借をしないこと。やむを得ないときは監督の先生の許可を得ること。
5. 答案を提出しない場合は不正行為とみなす。
6. 監督の先生が答案を集め、その枚数を確認し終わるまで退出しないこと。
7. 定期考查（宿題考查を含む）日に欠席した場合は、全考查日程が終了して原則 3 日以内に教務部へ考查欠席届を提出する。ただし、公欠、出席停止、忌引の場合は、その届を提出しなくてもよい。

忌引日数	父 母	7 日
	祖父母、兄弟姉妹	3 日
	伯叔父母、曾祖父母	1 日

学校教育法施行規則（26 条第 3 項）退学

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて出席常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他の学生又は生徒としての本分に反した者。